

## 鎌倉市建築審査会条例

### (趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第83条の規定に基づき、鎌倉市建築審査会（以下「審査会」という。）の組織、議事その他審査会に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2条 審査会は、委員5人をもつて組織する。

### (会議の招集)

第3条 審査会は、次の各号のいずれかに該当する場合において、会長が招集する。

市長から法の規定により同意を求められたとき。

市長から神奈川県建築基準条例（昭和35年10月神奈川県条例第28号）の規定により同意を求められたとき。

法第94条第1項の規定による審査請求があつたとき。

市長の諮問があつたとき。

委員の総数の2分の1以上から会議開会の要求があつたとき。

その他会長において必要と認めるとき。

2 会長は、会議開催の日3日前までに会議の日時、場所及び付議すべき事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りでない。

### (議事)

第4条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第5条 審査会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

### (会議の公開)

第6条 会議は公開とする。ただし、公共の福祉、秩序の維持のため必要と認めるときは、審査会の議決により、これを公開しないことができる。

### (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### 付 則

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。